

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 97 号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事指定薬物の指定の告示)

第二条 条例第十三条第四項の規則で定める事項は、指定の効力が生ずる日とする。

(知事指定薬物の指定の失効の告示)

第三条 条例第十四条第二項の規則で定める事項は、指定の効力が失われる日とする。

(身分証明書の様式)

第四条 条例第十六条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

別記様式（第四条関係）

表面

← 8.5センチメートル →

第 号	身 分 証 明 書	
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第16条第2項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。		
	年 月 日 発行	
宮城県知事	印	

↑
5.3
センチメートル
↓

裏面

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）抜粋

（立入調査等）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第6号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

3 （略）

4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。